

施設利用の遵守事項の変更（追加）についてのお知らせ（令和3年1月）

日頃は、草津市社会体育施設・公園施設（弾正公園、野村公園）をご利用いただきありがとうございます。

この度、施設に関連する「条例および条例施行規則の改正」に伴い、施設をご利用いただく頂く場合の「遵守事項」が変更（追加）されました。今後も「市民の皆様に安心して、安全にご利用いただける施設」を目指し管理運営をさせていただきますので、ご確認のうえ今後とも変わらぬご利用をお願いいたします。なお、追加された内容は下記のとおりです。

社会体育施設【総合体育館、武道館、野村グラウンド、三ツ池運動公園、ふれあい体育館・運動場】

（使用許可の取消し等）

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があつたとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があつたとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

（使用料の返還）

原則として既納の使用料は返還しません。ただし、次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
- (2) 草津市社会体育施設の管理上の都合により施設を使用できないとき 全額
- (3) 体育施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）が、使用日の2月前までにその使用を中止する旨の申し出を行った場合 7割相当額
- (4) 使用者が、使用日の2月前の日の翌日から7日前までにその使用を中止する旨の申し出を行った場合 5割相当額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に使用料を還付する必要があると認めた場合 市長が定める額

（損害賠償）

- (1) 使用者が、使用中に体育施設その他付帯設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは原状に回復し、またはそれによつて生じた損害について賠償していただきます。
- (2) 市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によつて使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。

公園施設【弾正公園（テニスコート、グリーンスタジアム、多目的広場他）、野村公園（YMITアリーナ）】

- (13) 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用の許可を取り消し、またはその効力を停止し、もしくはその条件を変更することがあります。
- (14) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないときは、使用料の全額を返還します。
- (15) 市は、条例第17条の規定による使用の許可の取消し等によつて使用者が被つた損害について、賠償の責を負いません。

対象条例等は、草津市社会体育施設条例、草津市立社会体育施設施行規則、草津市都市公園条例、草津市都市公園施行規則です。